

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場636
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



豚流行性下痢 (PED)について

PEDとは、豚といのししに感染し、全ての日齢の豚で嘔吐・水様性の下痢を呈する家畜伝染病予防法で届出伝染病に指定される疾病です。

症状

《繁殖母豚》

死亡はほとんどありませんが、泌乳低下及び停止が認められることがあり、哺乳豚の病勢悪化の原因となります。

《肥育豚・育成豚》

食欲減退、元気消失及び水様性下痢が認められますが、約1週間程度で回復し死亡することは稀です。また、感染しても発症しない豚も認められます。

《哺乳豚》

嘔吐と水様性下痢が認められます。特に10日齢以下の豚では黄色水様性下痢を呈し、急速に脱水状態となり削瘦します。

発病豚は3～4日の経過で死亡することが多く、致死率は50%前後、時に100%に達することもあります。



発症哺乳豚
※農研機構HP参照

対策

- 車両消毒、衛生管理区域専用の長靴・作業着及び畜舎専用の長靴の使用などによる農場内への侵入防止
- 農場立入者の記帳
- 導入豚は隔離飼育
- 母豚への適切なワクチン接種
- 毎日の豚の観察の徹底



黄色水溶性下痢
※農研機構HP参照

PEDについては、昨シーズンは7県39農場（熊本県では未発生）で発生し、九州では、宮崎県、鹿児島県、長崎県で発生が確認されています。また、今シーズンも長崎県で発生していることから、引き続き本病の予防対策を徹底する必要があります。

飼養豚に異常が認められた際は、管理獣医師及び家畜保健衛生所への通報をお願いします。

牛の飼養衛生管理マニュアルについて

令和2年（2020年）10月1日から改正された飼養衛生管理基準が施行され、その中で猶予期間が設けられていました「飼養衛生管理マニュアルの作成」の項目については、**令和4年（2022年）2月1日から義務付けられています。**

管内の牛飼養農場には、令和3年（2021年）12月末に飼養衛生管理マニュアルのひな型（下記）を送付したところですが、**農場毎の使用薬剤等について同封しました記入例を参考に作成し、その後、農場内への掲示が必須**となります。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、当所までご連絡ください。

関係機関の皆様におかれましては、農場訪問された際に飼養衛生管理マニュアルが掲示されているかの確認をお願いします。

飼養衛生管理マニュアル

農場名： _____
 経営者氏名： _____
 所在地： _____
 作成日： _____
 更新日： _____

本農場の従事者及び衛生管理区域へ出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに基づき実施する。また、飼養衛生管理マニュアルに沿って適切に実施されているかを確認・指導する。

①従事者の当該農場以外における動物の飼養及び移動の禁止
 原則、農場外で牛等を扱ったり、野生動物に接触するような行為（狩猟等）を認めない。やむを得ない場合には、シャワー及び更衣等の適切な交差汚染防止対策を講ずる。

②海外渡航時及び帰国後の注意事項
 原則、口蹄疫等が発生している地域へは渡航しない。やむを得ない場合には、事前に飼養衛生管理者へ渡航先・期間を申し出る。渡航中は畜舎関係施設には立ち入らない。帰国後は、帰国した旨を飼養衛生管理者に報告し、帰国後1週間は、本農場を全ての畜舎関係施設等には立ち入らない。

③海外からの肉製品の持込みに関する注意事項
 海外からの違法な肉製品は持ち込まない（製造物も含む）。また、飼養衛生管理者は、持ち込みの禁止について以下の方法で従事者に周知し、遵守を要請させる。
 ○周知方法： 口頭 印刷物の掲示 研修会 その他（ ）

④農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 病原体の侵入原因となる不適切な物品は農場内に持ち込まない。※不適切な物品とは、他の畜舎関係施設等で使用した物品や、海外で使用した衣服等

⑤可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 農場内で必要な工具、機材等は、原則、農場に備え付けられた専用のものを使用する。

⑥持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 やむを得ず持ち込む場合には、⑤の内容に従い対応する。

⑦犬や猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 衛生管理区域では飼養畜舎以外の動物を飼養しない。

⑧野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 ねずみ等の野生動物が侵入・生息しにくくするために、以下の対策を実施する。
 ○衛生管理区域周辺の除鼠（頻度）
 ○衛生管理区域内の整理整備（頻度）
 ○ねずみやハエ等の駆除
 ねずみ対策： 殺鼠剤 粘着シート その他（ ）
 ハエ対策： 殺虫剤 粘着シート その他（ ）
 ねずみ等の野生動物を誘引しないために、以下の対策を実施する。
 ○適切な飼料の保管
 屋内保管： 密封容器 タンク
 フルフード ネット で密閉 その他（ ）
 ○飼育設備、給水・給水設備の定期的な清掃（頻度）
 ○適切な死体の保管
 死体の処理方法： 化製処理（原則、即時搬出）
 やむを得ず搬出できない場合： 屋内保管 コンテナ 密封容器
 ブルーシート ネット で密閉
 その他（ ）

⑨農場における防疫のための更衣
 衛生管理区域へ入場する者は、専用の衣服及び靴を着用する。※入場者が持参した専用の防護服やブーツカバー等を使用する場合はこの限りではない。持参した防護服等が汚れている場合は、畜舎ごとに以下の対策を実施する。
 ○対策方法： 専用靴、ブーツカバーの着用
 別途消毒する

⑩手指、衣服、靴、車両、施設等の洗浄及び消毒方法について
 衛生管理区域又は畜舎内へ出入りする人・物の洗浄及び消毒は次のとおり実施する。
 ○手指
 衛生管理区域への入退場及び各畜舎への入退場時に洗浄・消毒を実施し、記録する。
 ※それぞれの畜舎専用の手袋を着用する場合はこの限りではない
 ○衣服
 衛生管理区域内で使用した衣服に付着した汚泥、汚泥等が付着した場合にはその都度あるいはその日の作業終了後洗浄する。病原体による汚染が強く疑われる場合には、消毒薬に一晩浸漬し、洗浄する。
 ○靴
 衛生管理区域及び各畜舎で使用した靴に付着した汚泥、汚泥等が付着した場合には洗浄する。病原体による汚染が強く疑われる場合には、洗浄後、消毒薬に一晩浸漬し乾燥させる。
 ○車両
 やむを得ず他の畜舎関係施設等で使用した物品を持ち込む場合には、該当する物品の材質に応じた方法で消毒を実施する。
 ○車両
 衛生管理区域内で車両が立ち入る場合には、入退場ごとに農場に設置されている消毒設備を用いて、車両（特にタイヤ周り）の消毒を実施し、記録する。必要に応じて、車内の消毒用つたマットの交換等を実施する。
 ○施設
 畜舎内は除糞等により清掃を実施する（頻度）
 飼養管理に使用する器具等は洗浄を実施する（頻度）
 定期的に畜舎や器具等の消毒を実施する（頻度）

【消毒薬等一覧】 ※消毒対象が汚れている場合には、消毒前に洗浄を実施し、十分乾燥させる

| 薬品名 | 消毒対象 | 方法 | 希釈倍率 | 備考 |
|-----|------|----|------|----|
| | 手指 | | | |
| | 衣服 | | | |
| | 靴 | | | |
| | 車両 | | | |
| | 畜舎 | | | |

毎日の健康観察を実施し、
 特定症状が認められた場合には、管轄の家畜保健衛生所に直ちに通報する
 連絡先： 家畜保健衛生所 _____

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

| 病名 | 型 | 発生地（国） | 畜種 | 発生日月 |
|----------------------------|------|---------|------------------------------|---------------------|
| 高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI) | H5N1 | 韓国（19件） | 家さん（産卵鶏、ブロイラー種あひる、肉用あひる、うすら） | 令和4年1月29日～令和4年2月22日 |
| | | 韓国（10件） | 野鳥 | 令和4年1月13日～令和4年1月27日 |
| | | 香港 | 家さん | 令和4年1月21日 |
| | | ロシア | 家さん | 令和4年2月5日 |
| | | 台湾（7件） | 家さん | 令和4年2月8日 |
| アフリカ豚熱 (ASF) | H5N8 | 韓国 | 野鳥 | 令和4年1月23日 |
| | | 韓国 | 野生いのしし | 令和4年2月11日 |
| | | 香港 | 野生いのしし | 令和4年1月12日 |
| | | ロシア | 豚・野生いのしし | 令和4年1月24日 |

令和4年(2022年)3月1日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
 天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

